

神奈川歯科大学学位規程

(昭和 51 年 4 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条の規定に基づき、神奈川歯科大学(以下「本学」という。)において授与する学位に関し、神奈川歯科大学学則(以下「学則」という。)及び神奈川歯科大学大学院歯学研究科学則(以下「研究科学則」という。)に定めるもののほかに必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第 2 条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。
学士(歯学) 博士(歯学)

(学位の授与の条件)

第 3 条 神奈川歯科大学歯学部歯学科において所定の課程を終えた者には、学則の定めるところにより、学士(歯学)の学位を授与する。

2 神奈川歯科大学大学院歯学研究科(以下「研究科」という。)において所定の単位を修得又は修得が見込まれて、学位申請論文(以下「論文」という)を提出し、その審査及び最終試験に合格した者には、研究科学則の定めるところにより、博士(歯学)の学位を授与する。

(論文の提出)

第 4 条 研究科に 3 年以上在学し、研究科学則第 26 条に定められた履修科目について 30 単位以上修得した者は、在学中に論文を提出することができる。

2 論文の審査を受けようとする者は、論文に大学院教授会が定める書類及び審査手数料を添え、指導教授を経て学長に提出する。

3 論文には参考として他の論文を添付する。

(論文の審査及び最終試験)

第 5 条 学長が論文を受理したときは、大学院教授会にその審査を付託するものとし、大学院教授会は、論文審査委員(以下「審査委員」という。)を定めて論文の審査を行う。

2 審査委員は主査 1 名、副査 2 名以上とし、大学院教授会の投票により選出する。ただし、審査対象論文の指導教授及び論文共著者は審査委員になることはできない。

3 審査委員は、大学院指導教員から選出する。ただし、必要があるときは他の大学院教授、准教授又は講師を副査として加えることができる。学外審査委員委嘱の規程については、学位審査委員会学外委員細則に定める。

4 論文審査及び最終試験の基準は、別に定める。

5 論文の審査及び最終試験は、原則として論文の受理後 1 年以内に終了しなければならない。

(審査結果の報告)

第 6 条 論文の審査及び最終試験を終了したときは、指定日までにその結果の要旨を文書により大学院教授会に報告しなければならない。

(学位の判定)

第7条 大学院教授会は、前条の報告に基づき、博士の学位を授与すべきか否かを判定し、その結果は文書をもって学長に報告する。

2 前項の判定は、構成員の3分の2以上が出席し、その議を経る。

3 判定に当たり学位申請者の出席を求めることができる。

(論文提出による博士)

第8条 第3条第2項に定めるもののほか、同条に規定する以外の者で、大学院教授会が定める研究歴を有する者が、論文を提出してその審査に合格し、専攻学術に関し、同項に定める者と同等以上の学力を有することが試問により確認され、かつ、人格・識見に非難すべき点のない場合にも博士(歯学)の学位を授与する。

2 前項の論文の審査を受けようとする者は、論文の大学院教授会が定める書類及び別に定められた審査手数料を添え、学長に提出しなければならない。

第9条 前条第1項の試問は、口述及び筆答によるものとする。この場合、外国語については原則として1か国語とする。

第10条 第4条第3項並びに第5条から第7条までの規定は、第8条の論文の審査及び試問並びに学位の判定に準用する。この場合、これらの規定中「最終試験」は「試問」と読み替える。

(学位記の交付)

第11条 学長は、第7条(前条において準用する場合を含む。)の報告に基づき、学位記を授与する。

(名誉学位)

第12条 第3条及び第8条に定めるもののほか、本学に対して学術上著しい貢献をなした者に、名誉学位を授与することができる。

2 名誉学位の規程については、別に定める。

(報告及び論文要旨等の公表)

第13条 博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、かつ、授与した日から3か月以内に報告書を文部科学大臣に提出するとともに、当該博士の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査結果の要旨をインターネットにより公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、本学の協力により、その論文をインターネットにより公表しなければならない。ただし、博士の学位を授与される前に既に公表したときはこの限りでない。

2 前項の規定に関わらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、大学院教授会の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(学位の名称)

第 15 条 本学において学士又は博士の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは「神奈川県歯科大学」と付記する。

(学位の取消し)

第 16 条 本学において博士の学位を授与された者で、不正な方法により博士の学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は博士の学位の名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、大学院教授会の議を経て既に授与した博士の学位を取り消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表する。

2 前項の規定による大学院教授会の決定は、構成員の 3 分の 2 以上が出席し、その 4 分の 3 以上の同意があることを必要とする。

(その他)

第 17 条 この規程の変更は、大学院教授会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から一部改正実施する。

この規程は、平成 3 年 7 月 1 日から一部改正実施する。

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から一部改正実施する。

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から一部改正実施する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から一部改正実施する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から一部改正実施する。

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から一部改正実施する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改正実施する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から一部改正実施する。ただし、平成 28 年度入学者までは、従前の規程を適用する。